最終更新日：2022年8月9日
株式会社タツミ
代表取締役社長 伏島　利行
問合せ先：業務部　0284-71-3131（代表）
証券コード：7268
https://www.tatsumi-ta.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスについて会社の取り組みに関する基本的な方針
企業価値の向上にむけ、すべてのステークホルダーに対する経営の透明性と公平性の確保及び経営環境の変化に迅速かつ適切に対応できる機動的な意思決定を行える経営機能の強化がコーポレート・ガバナンスの重要な目的と考えております。今後もさらに一層コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

◆補充原則1－2④　株主総会における権利行使
当社は、現時点では機関投資家や海外投資家の持ち株比率は相対的に低いため、議決権行使の電子化や招集通知の英訳を行っておりません。今後、機関投資家や海外投資家の持ち株比率の推移を踏まえ、必要性に応じ対応を検討してまいります。

◆原則1－3　資本政策の基本的な方針
当社は、剰余金の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を図りながら、安定した配当を継続することを基本方針としている旨を有価証券報告書等で開示しておりますが、資本政策全般に関する基本方針については、今後検討してまいります。

◆補充原則2－4①　女性の活躍推進を含む社内の多様性の確保
当社では、社員一人ひとりの個性と特長を活かし、社員同士がお互いに刺激を与えて成長できることが、会社の成長に直結すると考えています。そのため、管理職登用等にあたっても、性別、国籍、中途採用か否かに関わらず、能力や適性を総合的に勘案して評価を行う方針です。しかしながら、現時点では測定可能な目標を定めるに至っておりません。今後、当社の人員規模・構成を踏まえ目標等を検討してまいります。
多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針としては、製品品質及び環境に影響がある仕事に従事する要員に関連する教育、訓練、技能及び経験を通じて力量をつけることを目的に、階層別教育・職能別教育・共通教育・自己啓発に分類して社員教育に力を注ぐなど、人材開発に取組んでおります。今後、社内環境整備の状況にかかる方針の開示のさらなる充実に向け検討してまいります。

◆原則3－1（ⅰ）　会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
（1）経営理念等
当社は、以下の企業理念および経営理念を定めております。
（企業理念）
「タツミは、タツミを愛しささえる人々とともに、社会と環境に調和した技術の創造を通して、お客様に満足と信頼を提供します。」
（経営理念）
一.選ばれる企業をめざし、価値ある商品を提供する。
一.固有技術を磨き、市場開発に挑戦する。
一.人を活かし、人に生かされる企業となる。
[URL]https://www.tatsumi-ta.co.jp/html/aboutus/aboutus.html
（2）経営戦略、経営計画
当社グループは、当連結会計年度より第１１次中期経営計画をスタートさせました。「グローバル競争力の再構築（企業体質の変革）」をスローガンとして、
1．身の丈に合った組織と業務の変革を図り、営業黒字の体質を構築する。
2．クルマの電動化・軽量化に対応した新加工技術開発により、お客様満足度向上を図る。
3．IoT・Robot活用により、高効率かつ魅力ある品質を提供できる生産体制を構築する。
4．全員参加の小集団活動を基本とし、個の成長と3拠点の現場改善力を高める。
これらを経営方針として掲げ、諸施策を確実に実行することで、業績および企業価値の更なる向上を図ってまいる所存であります。
当社の有価証券報告書における「対処すべき課題」についてもご参照ください。
経営計画に関しましては、その算定根拠、内容および進捗状況を取締役会、経営会議にて確認、共有しておりますが、具体的な内容につきましては、事業を取り巻く環境変化が大きく、臨機応変の計画変更が必要なことから、現在公表しておりません。今後は事業環境の変化等も踏まえながら、経営計画の開示につき検討してまいります。

◆補充原則3－1②　情報開示の充実
[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]における、補充原則1－2④に関する説明をご参照ください。

◆補充原則3－1③　情報開示の充実
当社は、当社をささえる人々とともに、社会と環境に調和した技術の創造を通して、お客様に満足と信頼を提供することを基本理念として掲げ、事業活動を通じて、持続可能な社会の実現に取り組んでおります。
現時点で、取組は事業の着実な推進にとどまっており、今後は、取締役会において中長期的な企業価値向上の観点からサステナビリティを巡る課題への取り組みについて議論を深めてまいります。
（1）サステナビリティについての取組みの開示
当社は、以下の環境方針を定めております。

「私たちは、社会と環境に調和した生産活動を通して、地球環境の保全に努めると共に継続的改善を実施致します。」
一．私たちは、すべての企業活動において、資源・エネルギーの節約に努めます。
一．私たちは、すべての企業活動から発生する廃棄物の削減と適正な処理に努めます。
一．私たちは、地球環境との調和を図り、子供達が安心して暮らせる未来のために、生活環境の保全に努めます。
このうち、資源・エネルギーの節約については、CO2の削減に努め、歩留まり改善・工程不良改善を推進しており、廃棄物の削減については、排出物の分別回収と3Rの推進を行っており、生活環境の保全については、汚染物質の削減と環境への排出防止に加え、騒音・振動への配慮等を行っております。
当社は、環境を保護し、環境パフォーマンスを向上させるためのマネジメントシステム規格であるISO14001も取得いたしました。
(2) 人的資本や知的財産への投資等
当社は、「人を活かし、人に生かされる企業となる」という経営理念に基づき、社員の能力が最大限に発揮されるためにも、ワークライフバランスの実現に向けた各種支援を導入するなど、良好な職場環境の整備に努めております。
今後、自動車部品の受注拡大や新分野の受注獲得に向けた技術開発を予定しておりますので、併せて知的財産への投資等についても、経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的な情報の開示ができるよう取り組んでまいります。

◆補充原則4－1② 取締役会の役割・責務(1)
[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]における、原則3－1(ⅰ)に関する説明をご参照ください。

◆補充原則4－1③ 取締役会の役割・責務(1)
現在当社では明文化した代表取締役社長等の後継者計画を策定しておりませんが、経験・能力・人格等の資質を勘案し、その時々の経営状況等に応じて最適と考える人物を十分に協議の上で選定しております。しかしながら、今後取締役会は、代表取締役社長等の後継者計画の策定・運用に関与し、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督してまいります。

◆原則4－2 取締役会の役割・責務(2)
当社は、当報告書Ⅱの1【取締役報酬関係】「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定しております。
当社は、取締役(監査等委員を除く)の報酬として、役位、職責に応じて決定される基本報酬(金銭報酬)に加え、業績連動報酬を導入しております。
業績連動報酬は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の経営業績の達成度を反映した現金報酬とし、各事業年度の当期利益の目標値に対する達成度合いおよび個人業績評価等を総合的に勘案して算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給いたします。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとしております。なお、業績連動報酬の割合は、役職に応じ、30%から40%と定めております。
中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させたインセンティブ報酬はなく、今後、必要性を検討してまいります。

◆補充原則4－2① 取締役会の役割・責務(2)
[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]における、原則4－2に関する説明をご参照ください。

◆補充原則4－2② 取締役会の役割・責務(2)
[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]における、補充原則3－1③に関する説明をご参照ください。

◆補充原則4－3② 取締役会の役割・責務(3)
現在当社では明文化した代表取締役社長の選任手続を定めておりません。今後、代表取締役社長の選任については、社内体制を整備して選任手続を定めることを検討してまいります。もっとも、当社は、十分な時間と資源をかけて、資質を備えた代表取締役社長を選任しております。今後、独立性・客観性と説明責任のさらなる強化を図る観点から、代表取締役社長の解任についても、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の委員会の必要性を検討してまいります。

◆補充原則4－3③ 取締役会の役割・責務(3)
[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]における、補充原則4－3②に関する説明をご参照ください。

◆補充原則4－8③ 独立社外取締役の有効な活用
当社は支配株主を有する上場会社であり、現在当社の独立社外取締役は2名であり、取締役会に占める割合は3分の1未満となっております。
支配株主との利益相反取引となる場合その他少数株主に対する特別の配慮が必要となる取引等については、独立社外取締役が参加する取締役会において、利害関係者を除いた構成員にて決議しております。
当社は法曹資格を有する独立社外取締役を選任しており、実効的に監督できていると判断しております。
今後、特別委員会の設置や取締役会の構成等を検討してまいります。

◆補充原則4－10① 任意の仕組みの活用
当社は監査等委員会設置会社であり、代表取締役社長と社外監査等委員が緊密に連携を図っており、指名・報酬などの重要事項に対する独立社外取締役の適切な関与・助言を得る体制となっております。指名・報酬などの重要事項に関する独立した委員会の設置については、今後も検討してまいります。

◆原則4－11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
当社は、定款上の取締役の員数を15名以内と定めており、現在、効率的にその機能を発揮するため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名、監査等委員である取締役3名によって構成しております。業務執行取締役は、【営業、品質、製造、会社経営等の】各事業に精通し、経験豊富であります。
また、監査等委員会は、行政機関や金融機関における勤務経験者、弁護士・公認会計士である社外取締役と社内業務に精通した常勤の監査等委員で構成されており、役割・責務を実効的に果たすために、知識・経験・能力を全体としてバランス良く揃え、取締役会全体の多様性を確保しております。
もっとも、ジェンダー【や国際性】の面における多様性という点では課題があると認識しており、今後の経営課題としてまいります。

◆補充原則4－11③ 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
現在、当社は、取締役会の実効性についての分析・評価は実施しておりませんが、今後、取締役会の実効性の評価を実施し、その結果について開示いたします。

◆原則5－2 経営戦略や経営計画の策定・公表
補充原則4－1②3－1(ⅰ)に記載の通り、当社は経営計画は策定はしておりますが、公開はしておりません。今後は、株主・投資家が期待する

資本コストを当社に相応しい推計方法により的確に把握した上で、経営計画を策定し公開することを検討してまいります。
また、現在、事業ポートフォリオに関する基本的な方針は定めておりませんが、今後、取締役会において議論を進めてまいります。

◆補充原則5－2①　経営戦略や経営計画の策定・公表
[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]における、原則5－2に関する説明をご参照ください。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]

◆原則1－4　政策保有株式
(1) 政策保有に関する方針
当社は、政策保有株式の保有を段階的に縮減し、必要最低限の保有とします。当社の中核事業である輸送用機器関連事業において、今後も持続的に成長をするためには、開発・調達・生産・販売等の過程において、様々な企業との協力関係が必要であるため、経営上重要な協業や、取引関係の維持・発展が認められる場合に、政策保有株式を保有することとしております。
(2) 取締役会における検証
現在保有している政策保有株式は、経営上重要な協業や、取引関係の維持・発展が認められると考えております。
(3) 政策保有株式に係る議決権の行使基準
投資先企業の議決権行使については、当社の利益に資することを前提に、当該投資先企業の経営方針・戦略等を勘案し、中長期的な企業価値の向上につながるかどうか等の視点に立って判断いたします。

◆原則1－7　関連当事者間の取引
当社は、取締役会において、関連当事者の範囲を定め、関連当事者の判定および取引実績・今後の取引予定額について報告しております。
また、競業取引および利益相反取引については、事前に取締役会の決議を得ることとし、取引を実施した場合は、取締役会へ報告することとしております。

◆補充原則2－4①　女性の活躍推進を含む社内の多様性の確保
[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]における、補充原則2－4①に関する説明をご参照ください。

◆原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
親会社株式会社ミツバおよび当社を含むグループは、確定給付企業年金制度において適正な運営を図るため、積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて、グループの財政状態にも影響を与えることの重要性を認識し、政策的資産構成割合を定め、専門性を有するメンバーで構成する資産運用委員会で適切な資産運用管理を行っております。

◆原則3－1（ⅰ）　会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]における、原則3－1（ⅰ）に関する説明をご参照ください。

◆原則3－1（ⅱ）　本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当報告書Ⅰの1「基本的な考え方」をご参照ください。

◆原則3－1（ⅲ）　取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当報告書Ⅱの1［取締役報酬関係］「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

◆原則3－1（ⅳ）　取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役候補者については、当社事業に関し十分な経験と知識を有し、経営判断能力・経営執行能力に優れている者を選任することとしております。
社外取締役の候補者については、監督機能・助言機能の実現のために、企業経営等の豊富な経験や高度な専門知識、高い見識を有している者を選任することとしております。
指名および選任にあたっては、代表取締役が当該方針に沿って適任性を検討した上で、取締役会において社外取締役の意見を参考に審議し、株主総会の選任議案として付議する候補者を決定しております。また、監査等委員候補者の選定にあたっては、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会において株主総会の選任議案として付議する候補者を決定しています。
なお、経営陣幹部の職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反等があった場合は、取締役会で厳格な審議を行い、適法な手続きに従って解任することとしております。

◆原則3－1（ⅴ）　取締役会が上記（ⅳ）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役・監査等委員の個々の選任にあたっての説明については、当社のホームページに掲載しております株主総会招集ご通知をご覧ください。
［URL］https://www.tatsumi-ta.co.jp/html/ir/PDF_news/200605-soukai-shoshututi.pdf

◆補充原則3－1③　情報開示の充実
[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]における、原則3－1③に関する説明をご参照ください。

◆補充原則4－1①　取締役会の役割・責務(1)
当社取締役会規程に従い、会社法および他の法令に規定された事項、定款に規定された事項、株主総会の決議により委任された事項、その他

経営上の重要な事項は、取締役会の決議を経るとともに、業務の執行状況、その他会社法および他の法令に規定された事項、その他取締役会が必要と認めた事項は、取締役会に報告することとしております。
また、取締役会において「職務分掌権限規定」を定め、取締役会決議事項以外の業務執行について、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

◆原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、社外取締役の選任にあたっては、東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たし、会社法上の要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い識見を重視しております。

◆補充原則４－１０①　任意の仕組みの活用
[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]における、補充原則４－１０①に関する説明をご参照ください。

◆補充原則４－１１①　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
当社取締役会は、業務執行を監督できる知識や経験、優れた経営判断能力をバランスよく確保し、迅速な意思決定を可能とする人数で取締役会を構成しております。なお各取締役が有している知見および経験を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスにつきましては、当社のホームページに掲載しております株主総会招集ご通知にて開示しております。

◆補充原則４－１１②　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
当社は、業務執行取締役全員が当社以外の会社の役員を兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっております。
また、社外取締役1名が、当社以外の会社の顧問及び理事を兼任していますが、2社の兼務にとどまるのため、当社の社外取締役として十分な時間と労力が確保できるものと判断しております。
当社役員の兼任状況については、毎年の事業報告ならびに株主総会参考書類に記載しております。

◆補充原則４－１１③　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]における、補充原則４－１１③に関する説明をご参照ください。

◆補充原則４－１４②　取締役・監査役のトレーニング
①当社は、取締役就任者向けに、必要な知識習得と役割と責任の理解の機会として、特にコンプライアンス遵守を重視した研修を実施しております。また、当社は、取締役就任者において、外部の新任取締役セミナーに参加し、その役割と責務等をはじめそれぞれの必須知識についてのレクチャーを受けるものとしております。さらに、当社は、新任の社外取締役に対して、工場見学の機会や会社の基礎情報を提供しております。
②個々の取締役が定期的に社外研修を受講しております。[会社はその費用につき、全額を支援するものとしております。]
③社外取締役については、就任後も、財務情報を中心に適宜情報提供を行うとともに、海外拠点の視察及び現地での会議等の機会を提供しております。

◆原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針
（ｉ）取締役よりIR担当として社長及び業務担当取締役が株主との対話等にあたります。
（ii）IR担当役員が総務、財務、経理、法務等の有機的な連携を行っております。
（iii）株主総会終了後に近況報告会および懇親会を開催してきました(2020年以降はコロナ禍により中止)。近況報告会においては、具体的な当社経営戦略や経営計画を報告し理解していただくことに努め、懇親会においては、株主と直接対話し、一層の理解を深めていただくことを目的に、株主からの直接意見を聞き、経営に反映するよう努めてきました。また、当日出席いただけなかった株主へは、当社HPに近況報告資料を開示し、具体的な当社経営戦略や経営計画を理解していただくことに努めてきました。
コロナ感染症拡大が収束した際には、再び近況報告会および懇親会を開催する予定です。さらに、株主からの問い合わせ・要望等について、必要に応じて当社の意向をホームページにて説明させていただいております。
（iv）IR担当役員より、直接電話連絡等で得た株主、個人投資家の意見を定期的に取締役会に報告しております。
（ｖ）社内の「情報管理規定」に従い、機密漏洩を防ぎ、情報管理の徹底を図っております。対外発表に関しては業務部において一元管理をしております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ミツバ	3,186,000	53.14
株式会社東和銀行	300,000	5.00
タツミ取引先持株会	267,000	4.45
株式会社横浜銀行	250,000	4.17
タツミ従業員持株会	152,000	2.54
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	150,000	2.50
セコム損害保険株式会社	150,000	2.50
浜銀ファイナンス株式会社	100,000	1.67
松井証券株式会社	70,000	1.17
第一生命保険株式会社	68,000	1.13

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	株式会社ミツバ （上場：東京） （コード） 7280

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社以外の企業と直接取引を行う当社独自の営業基盤を確立しており、親会社からの一定の独立性を確保していると認識しております。
親会社との取引条件については、一般取引と同様に公正かつ適正な取引関係を維持するとともに、当社と関係を有しない他の取引先と同様に市場価格などを考慮して合理的な価格としております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は株式会社ミツバの連結子会社です。同社の傘下には、多数の関連会社を擁し輸送用機器関連事業及び情報処理関連事業があります。株式会社ミツバは当社の自動車電装用部品の最大の販売先であります。
以上のように、当社と株式会社ミツバグループは、資本、取引等の面で緊密な関係にありますが、経営の基本方針及び日常の事業活動については、自主、自立を基本としており、取引価格等の条件も他の取引先と同一であります。
以上のことから、当社の親会社等からの独立性は十分に確保されているものと認識しております。また、今後につきましても、上場会社として独立性を確保するとともに、親会社以外のお客様に対する受注拡大のための営業活動に鋭意努力してまいります。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名

社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
竹原　正貴	他の会社の出身者											
三澤　益巳	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹原　正貴	○	○	―――	弁護士、公認会計士として高度な専門知識と、幅広い見識を有しており、当社経営の監視をして頂くために選任しております。 また、上記のとおり独立性が高く、一般株主と利益相反の恐れがないことから、令和2年6月10日より独立役員として届け出ております。
三澤　益巳	○	○	―――	長年にわたって公務員として行政に従事してきたことによる法律や社会等に関する豊富な経験と知識を有し、当社経営の監視をして頂くために選任しております。 また、上記のとおり独立性が高く、一般株主と利益相反の恐れがないことから、令和2年6月10日より独立役員として届け出ております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査室に当社監査等委員会の職務を補助する従業員を配置いたします。当社監査等委員会の職務を補助する従業員の人事および組織変更については、事前に監査等委員会または監査等委員会の定める常勤の監査等委員の同意を得ます。監査等委員会の職務を補助すべき、従業員は、その職務において当社監査等委員会の指揮命令のもと職務を遂行し、当社取締役の指揮命令は受けません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社には内部監査部門として監査室を設置しており、1名が内部監査に従事しております。
この内部監査に、常勤の監査等委員1名が随時参加し、内部監査状況を監視するとともに適宜情報交換を行い、連携を図っております。
会計監査は、会計監査人として新宿監査法人と監査契約を結んでおり、期中、期末監査の他に、内部統制の整備について適切なアドバイスを受けております。
会計監査業務を執行した指定社員・業務執行社員は、田中信行、壬生米秋の2名であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名であります。
内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査の連携は、監査方針のすりあわせをはじめ、期中に設ける監査講評会での連携や、期末の監査意見の交換を実施し、各様の監査が合理的・効果的にその任を果たせるべく努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役の役割に応じた報酬の設定を行っております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社では取締役の報酬を開示しております。
取締役に支払った報酬：57,201千円（うち、社外取締役に支払った報酬：7,650千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、2016年6月22日開催の第65回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額70百万円以内(ただし、使用人兼務役員の使用人分の給与は含まない。)、及び監査等委員である取締役は、年額30百万円以内と、それぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については下記5項目の方針に基づき決定し、監査等委員である各取締役については、監査等委員会の協議により決定いたします。

1．基本方針
　当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
　（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3．業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針
　（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
業績連動報酬等は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の経営業績の達成度を反映した現金報酬とし、各事業年度の当期利益の目標値に対する達成度合いおよび個人業績評価等を総合的に勘案して算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

4．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
　業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とする。取締役会（下記「5．」の委任を受けた代表取締役社長）は種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、業績連動報酬の割合は、役職に応じての30%から40%とする。

5．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
　個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役への情報伝達は、業務部が窓口となっております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

業務執行に係る事項
1、経営会議
経営会議は常勤取締役及び常勤監査等委員で構成されており、業務執行に係る重要事項の審議、検討、決裁と情報の共有化を図っております。経営会議は毎月開催しております。
2、部長会
部長会は常勤取締役、常勤監査等委員及び部門長で構成されており、取締役会、経営会議で決議された基本方針に基づき経営に関する重要事項を協議、決定し、あわせて各部門の業務執行に関する重要事項の調整を行っております。
3、P&B（Profit ＆ Budget）会議
P＆B会議は常勤取締役、常勤監査等委員及び部門長で構成されており、予算の進捗等、事業進行状況に関する審議を行い、利益計画の協議、決定または指示し、事業遂行の先行管理の充実を図っております。

監査・監督等に係る事項
1、取締役会、監査等委員会

取締役会は4名の取締役、3名の監査等委員で構成されており、法令で定められた事項のほか、経営方針や事業計画、投資計画など経営に係る重要事項を意思決定するとともに、業務執行の指示・監督を行っております。
監査等委員会は常勤監査等委員1名、社外監査等委員2名の3名で構成されており、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定、取締役（監査等委員を除く。）の選任若しくは解任又は辞任についての監査等委員会の意見の決定、取締役（監査等委員を除く。）の報酬等についての監査等委員会の意見の決定、その他法令及び定款に定められた職務を行っております。
2、内部監査機能の強化
当社は、内部監査部門として、監査室を設置しており、監査等委員と連携して適法かつ適正・効果的な業務執行の確保のための監査を実施し、必要に応じて、関係部門に対し改善提案を行っております。監査結果は、社長に報告するほか、監査等委員会にも報告しております。また、常勤監査等委員及び監査室は、会計監査人による監査の講評に出席しており、会計監査人との相互連携を図っております。
3、会計監査人
会計監査人は新宿監査法人を選任しております。当社は、監査に必要な書類をすべて提供し、適正な監査が行われるよう環境を整備しております。
会計監査業務を執行した指定社員・業務執行社員は、田中信行、壬生米秋の2名であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実を図ることが可能と考え、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の活性化を図るため、開催日は、いわゆる集中日以外の日程で開催しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会終了後に毎年実施しておりましたが、2020年以降は新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的に中止しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、事業報告書、会社説明会資料等をPDFファイルにて掲載しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	従業員向けリーフレット「私たちが守るべき行動」において、株主様をはじめとするステークホルダーの尊重に関する事項を定めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、地球環境の保全を企業の社会的責任として認識し、環境保護活動を計画的かつ継続的にするために、2005年度にISO１４００１の認証を取得いたしました。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループにおける内部統制システムの基本方針、体制および施策等は次の通りです。

1.当社取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について
・当社は、取締役会にて経営上の重要な事項に関する意思決定を法令・定款および「タツミ経営理念」に基づき行います。
・当社は、前述の当社理念を実践することによって当社グループのCSR（企業の社会的責任）を達成することを目指します。当社グループのCSR

活動全体をまとめ、当社グループにおいて発生しうるあらゆる損失の危険の管理を扱う会議体として「CSR会議」を設置し、法令ならびに社会規範等の遵守状況の確認および改善を行います。
・当社は、当社グループが、社会の期待に応え信頼される企業となるために、当社グループで働く全ての人々のコンプライアンス意識を高めるべく、当社グループ行動規範である「私たちが守るべき行動」の周知徹底をはかります。
・当社は、当社グループの業務執行状況について監査室が内部監査を実施し、必要とされる改善指示を行います。
・当社は、当社グループにかかる内部通報制度として、社内常設の窓口である「タツミなんでも相談窓口」を設置いたします。

2.当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について
・当社は、取締役会議事録その他、経営意思決定に係る重要な情報は「文書管理規定」等の社内規定に従って、適切に保存および管理を行います。

3.当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
・当社は、社内規定を整備し、前述のCSR会議にて当社グループにおいて発生し得る損失の危険の管理に対応してまいります。
・生産上のリスクを扱う組織として「リスクマネジメント委員会」を設置し、生産企画・製造・品質保証・物流等それぞれの観点から必要とされる管理を行うとともに、リスクの洗い出し、対策を実施しております。
・生産リスク以外に発生し得る損失の危険の管理を扱う組織としては「コンプライアンス委員会」を設置し、遵法経営の維持・確保に向けた諸施策を展開いたします。
・グループとしてＢＣＰ（事業継続計画）および適切な管理体制の整備を進めております。

4.当社取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
・当社は、定例の取締役会を3ヶ月に一回以上開催し、経営上の重要な事項に対する意思決定と各取締役の業務の執行状況の監督等を行います。
・当社は、重要な経営課題の審議および意思決定を行う、「経営会議」を設け業務執行の迅速化をはかります。
・当社ならびに当社グループ各社は、中期（5年間）および単年度の事業計画を策定するとともに、各部門およびグループ各社においてその達成のために必要とされる具体的な施策を立案し、実行いたします。

5.当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
・当社は、前述の経営会議において、当社グループの経営方針の策定、経営資源の配分等を行い、グループ経営体制の強化をはかります。
・当社は、子会社の事業状況その他の重要事項について各社より報告を受け、必要に応じ指導を行ってまいります。

6.当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について
・当社は、監査室に当社監査等委員会の職務を補助する従業員を配置いたします。
・当社監査等委員会の職務を補助する従業員の人事および組織変更については、事前に監査等委員会または監査等委員会の定める常勤の監査等委員の同意を得ます。
・当社監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、その職務において当社監査等委員会の指揮命令のもと職務を遂行し、当社取締役の指揮命令は受けません。

7.当社ならびに子会社の取締役等（監査等委員である取締役を除く。）および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
・当社ならびに子会社の取締役等（監査等委員である取締役を除く。）および従業員は、当社監査等委員会に主な業務執行状況を適宜適切に報告いたします。また、当社監査等委員会から業務執行に関する事項につき求められたときは速やかに報告を行います。加えて、法令違反行為等の当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見したときは、直ちに当社監査等委員会に報告を行います。
・当社監査室および関連部門は、当社監査等委員会に対し定期的に当社内部通報窓口に対する相談状況の報告を行います。
・当社は、当社ならびに子会社の取締役等および従業員が当社監査等委員会へ直接通報または報告を行える旨を定めた社内規定、ならびに当社監査等委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることのない旨を定めた社内規定を整備すると共に、当社ならびに子会社の取締役等および従業員に対し、この旨を周知徹底いたします。

8.当社監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針について
・当社は、当社監査等委員が職務の執行に際し法令に基づいて費用の支出または弁済を求めたときは、これを速やかに処理いたします。
・前項に加え、当社監査等委員が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担いたします。

9.その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
・当社常勤監査等委員は、監査の実効性を確保するため、取締役会、経営会議等、経営の重要な意思決定や業務執行において重要と思われる会議に出席すると共に付議資料を事前に確認いたします。
・当社監査等委員会は、当社監査等委員会が定めた監査方針、監査計画に従い監査室、会計監査人および代表取締役と定期的に意見交換を行います。

10. 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制について
・当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性、適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規定」に基づきその仕組みが有効かつ適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を実施いたします。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、前述の「私たちが守るべき行動」において、反社会的勢力との関係断絶を掲げております。社内の秩序や安全に影響を与える反社会的勢力または、これと関係ある人や会社とは、関係を持ちません。

Ⅴ その他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

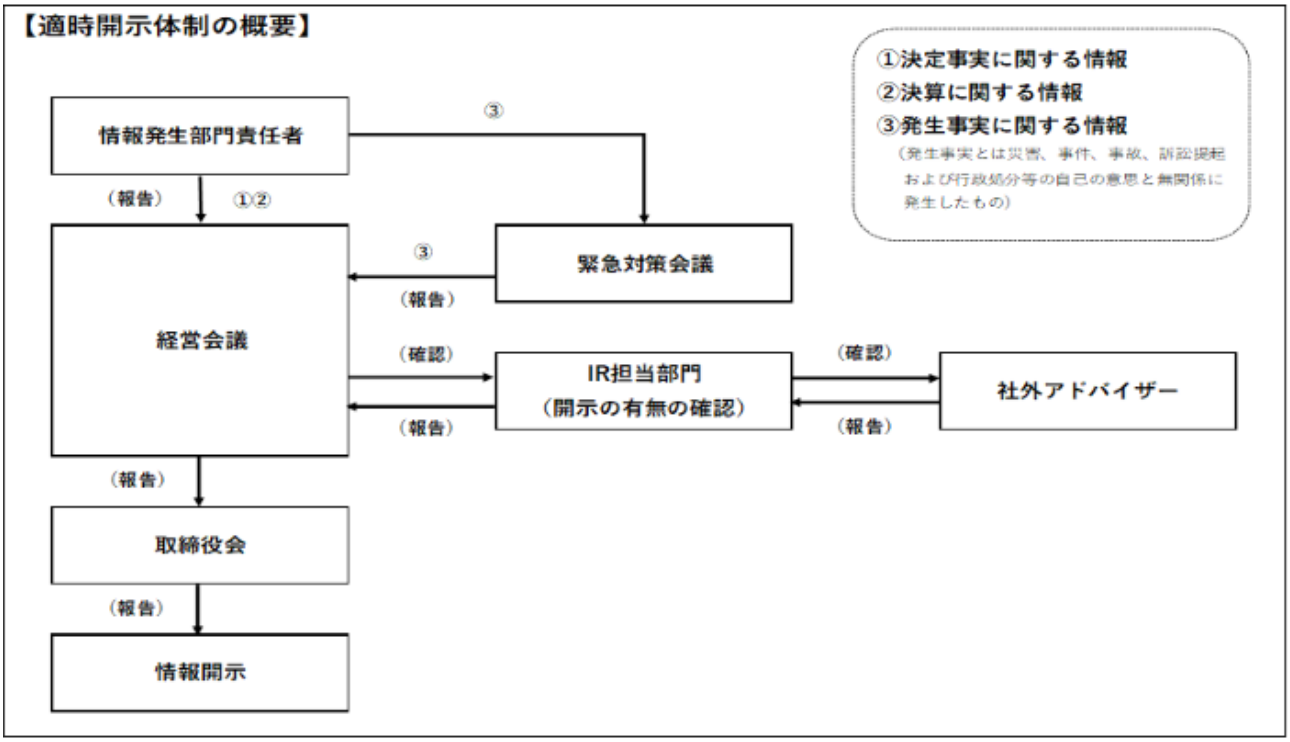
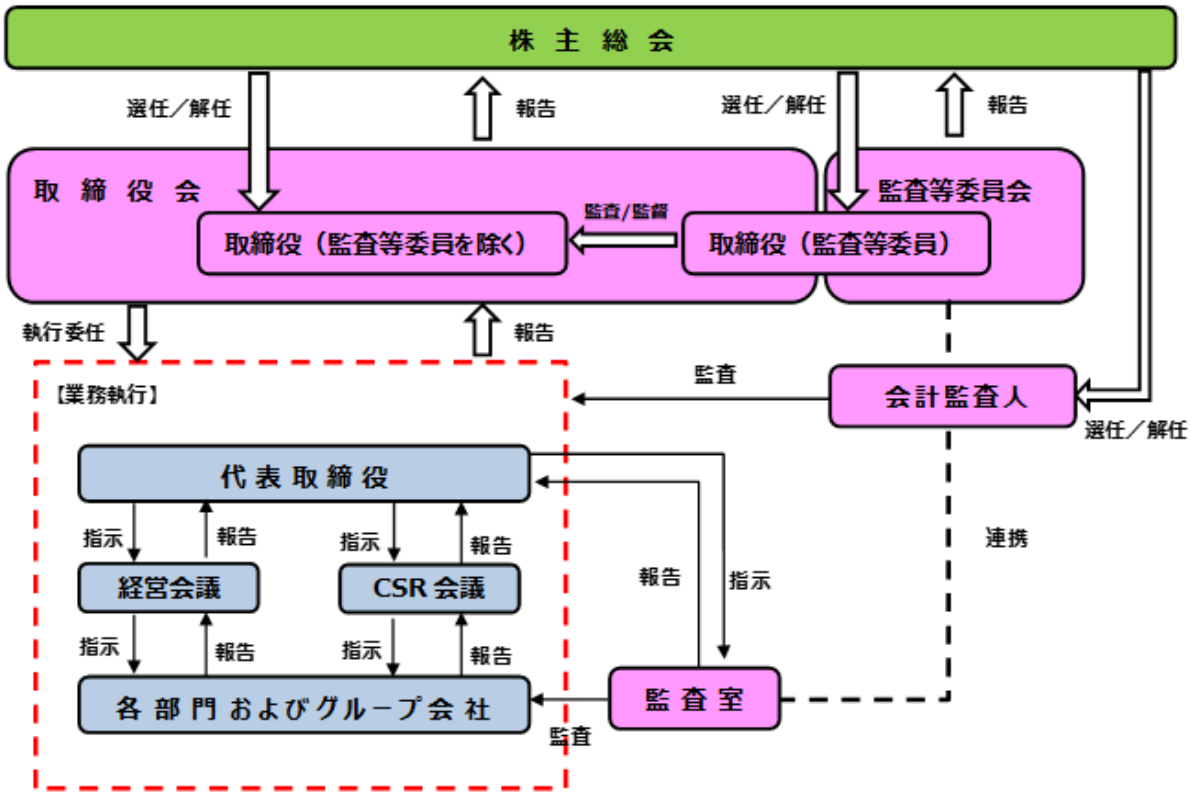
【コーポレート・ガバナンス体制の概要】